

会津若松市斎場条例新旧対照表

改正後（案）	現 行
<p>第1条～第6条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理） 第7条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に斎場の管理を行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲） 第8条 前条の規定により指定管理者に斎場の管理を行わせる場合において当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 （1） 斎場の施設、設備、備品等の維持管理に関する業務 （2） 火葬に関する業務 （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準） 第9条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に斎場の管理を行わなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定手続の特例） 第10条 市長は、会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津若松市条例第10号）第2条ただし書の規定により公募を行わず、第1条に規定する斎場の設置目的を達成するため適当と認められる法人その他の団体を指名し、当該団体に対して同条例第3条の規定による申請を求めすることができる。</p> <p>（損害賠償） 第11条 利用者は、斎場の利用に際し、施設及び備付物件をき損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>（委任） 第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（廃止） 第13条 斎場を廃止するときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の同意を得なければならない。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する</p>	<p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（損害賠償） 第7条 利用者は、斎場の利用に際し、施設及び備付物件をき損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>（委任） 第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（廃止） 第9条 斎場を廃止するときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の同意を得なければならない。</p>